

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分等

航空企画推進課

○ 特定施設の構造等変更許可申請

環境管理課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

○ の完了

〃

目次

担当課（室）

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

◎岡山県告示第四百三十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車について次のとおり告示する。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
軽乗用自動車 三菱 ミニカ	箱型 一台	岡山五八〇た七六四五
小型乗用自動車 トヨタ ヴィッツ	箱型 一台	倉敷五三〇せ五二〇〇
普通乗用自動車 三菱 レグナム	ステーション ワゴン 一台	岡山三〇〇む二四八九
軽貨物自動車 スズキ エブリイ	バン 一台	倉敷四八〇あ七一三〇

二 条例第十六条第二項の規定による告示を行った日

平成二十六年五月二十九日

三 放置自動車が放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六一二九四―五五五〇

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

軽乗用自動車 スズキ アルト	箱型 一台	岡山五八〇ひ六三五七
----------------	-------	------------

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十六年六月二十五日

三 放置自動車が放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六一二九四一五五五〇

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
小型乗用自動車 ホンダ ストリーム	ステーション ワゴン 一台	岡山五〇一め三七一〇
普通乗用自動車 アウディ A四	箱型 一台	岡山三〇〇や二二〇〇

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十六年六月二十七日

三 放置自動車が放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

岡山市北区日応寺一二七七
電話番号 ○八六一二九四一五五五〇

◎岡山県告示第四百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社

住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番3号

氏 名 代表取締役社長 大井 滋

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 パンパシフィック・カッパー株式会社 日比製煉所

所在地 岡山県玉野市日比六丁目1番1号

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	製煉総合排水口		製煉総合排水口	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	8,238	15,024	同左	
pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/ℓ)	-	-	8	20
COD (mg/ℓ)	7	15	同左	
SS (mg/ℓ)	5	20		
油分 (mg/ℓ)	-	-		
T-N (mg/ℓ)	1.5	3		
T-P (mg/ℓ)	0.05	1		
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
Cu (mg/ℓ)	0.03	1		
Pb (mg/ℓ)	0.01	0.1		
Zn (mg/ℓ)	0.015	2		
Cd (mg/ℓ)	0.003	0.01		
As (mg/ℓ)	0.04	0.1		
Fe (mg/ℓ)	0.2	10		
Mn (mg/ℓ)	<1	10		
Se (mg/ℓ)	0.01	0.1		
F (mg/ℓ)	4	7		

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年8月19日から同年9月9日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

◎岡山県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪尾張線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八四番四地 先から	瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八四番四地 先から	新	一四・五〇 一九・〇〇	三三三・〇〇
瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八四番四地 先から	瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八五番一 地 先まで	旧	一〇・〇〇 三八・〇〇	三三三・〇〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 瀬西大寺線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
 二 路線名 鹿忍片岡神崎線
 三 道路の区域

区 域	別	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先か	新		四・六〇 二五・〇	三六〇・〇
瀬戸内市牛窓町鹿忍六四八二番地先まで	旧		四・六〇 九・〇	三六〇・〇

区 域	別	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尾張字堂免二九二番一地从先から 瀬戸内市邑久町尾張字北向二八二番二地先まで	新		一三・五〇 三〇・〇	一〇〇・〇
瀬戸内市邑久町尾張字北向二八二番一地从先まで	旧		八・五〇 一一・五	一〇〇・〇

平成26年8月19日 岡山県公報 第11611号

◎岡山県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
久世中和線	箕輪尾張線	瀬西大寺線	崎線	鹿忍片岡神
真庭市檜西字大入二七四二番一地先から 真庭市檜西字鉄山二七五二番地先まで	瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八四番四地先か ら 瀬戸内市邑久町尾張字堂免二八四番三地先ま で	瀬戸内市邑久町尾張字堂免二九二番一地先か ら 瀬戸内市邑久町尾張字北向二八二番二地先ま で	瀬戸内市牛窓町鹿忍六五四九番三地先から 瀬戸内市牛窓町鹿忍六四八二番地先まで	
平成二十六年八月十九日				

〔三九四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人備前三たて会

三 代表者の氏名

萩原 唯司

四 主たる事務所の所在地

赤磐市周匝一〇二五番地一

五 定款変更の内容

1 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

2 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に、「収入」を「収益」に改める。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

4 3の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 第三十条及び第三十八条中「署名」を「記名」に改める。

6 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

(1) 目的
(2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔三九五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七三四一七、一七三四一九、一七三四一〇、一七三四一三、
一七三四一四、一七三五一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿一二二三一

林田 稔

三 許可番号

岡山県指令建指第七六号

〔三九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字三ツ塚西一六三二―一、一六三三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央一丁目五―一

渡邊 理

三 許可番号

岡山県指令建指第八二号